

一般社団法人宮城県公認心理師・臨床心理士協会 選挙規程 運用細則

制 定： 2026 年 9 月 9 日

第1条 目的

この細則は、一般社団法人宮城県公認心理師・臨床心理士協会選挙規程に基づき、代議員選挙及び役員候補者選定手続の具体的な運用を定める。

第2条 告示方法

選挙の告示は、登録メールアドレスへの送信及び会員専用ウェブサイトへの掲載とする。

第3条 被選挙人名簿登載辞退

電磁的方法により所定様式を定め、辞退申し出の期限を決めて運用する。氏名、会員番号、所属部会、辞退対象、提出期限、一度辞退した後の撤回期限等の必要事項を確認することができる方法とする。

2 選挙規程第4条第7項に定める外部団体の担当者は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般社団法人日本臨床心理士会担当者
- (2) 一般社団法人日本臨床心理士会代議員
- (3) 学校臨床心理士調整連絡会担当者
- (4) その他理事会がこれらに準ずると認めた者

第4条 名簿の発送

選挙管理委員会は、被選挙人を確定し、被選挙人名簿を作成する。被選挙人名簿は、郵送又は電磁的方法により全会員に通知する。

第5条 投票方法

原則、電磁的方法による投票を基本とする。理事会が定める電磁的方法による投票フォームを利用して選挙を実施する。なお、投票は1人1回とし、締切後の変更は不可とする。

第6条 開票

開票は、選挙管理委員2名以上で行う。会員に開票の日時を電磁的方法にて通知し、立会希望者には立会を可とする。なお、開票は、選挙管理委員がオンライン会議システムその他の電磁的方法により相互に確認できる方法で行うことができる。

第7条 選定順序

代議員及び理事並びに監事の選定順は、下記の通りとする。

1. 代議員就任予定者 30名

2. 会長就任予定者 1名
3. 副会長就任予定者 3名
4. 事務局長就任予定者 1名
5. 部会長就任予定者 5名
6. 監事候補者 2名以内
7. 委員長就任予定者 5名
8. その他の理事候補者

第8条 選定方法

具体的な役職の決定方法は次の通りとする。

- (1) 第10条に基づき、部会枠と全体枠を考慮して代議員を30名選出する
 - (2) 三役候補者5名を、規程第16条第3項の規定に従い、全代議員における得票数の多い順に選出する。
 - (3) 部会長候補者5名を、三役候補者に選出されていない各部会の代議員のうち、得票順位が最も多い者から選出する。
 - (4) 監事2名を代議員間で互選する
 - (5) 委員長候補者を代議員間で互選する
 - (6) その他の理事候補者が必要な場合は正会員から選出する
- 2 監事および委員長の互選に関して、選挙管理委員会は三役候補者及び部会長候補者として選定されていない代議員に対して希望を募り、希望者がいた場合は三役候補者及び部会長候補者として選定されていない代議員間の合意に基づき選定する。希望者がいない場合は、得票順に選定する。

第9条 抽選

抽選は、選挙管理委員長による代理抽選とする。当該内容に関して氏名を書いた紙または電磁的方法を用いた籤引きにより当選者を決定する。なお、選挙管理委員会は抽選の記録として動画又は写真等を保存することができる。

第10条 当選者への連絡

当選者には、速やかにメール又は電話にて連絡をとり当選を伝え、承諾を得ることとする。なお、当選者への連絡がつかない等の問題が生じた場合は、理事会と連携して対応にあたることができる。

第11条 結果の告示

選挙結果の告示方法は、選挙管理委員会名にて、登録メールアドレスへの送信及び会員専用ウェブサイトへの掲載とする。規程第14条に記載の内容を告示する。

第12条 役員候補者名簿

規程第21条に基づき、役員候補者名簿（理事候補者名簿、監事候補者名簿）を作成し、代表理事（会長）へ提出する。

第13条 細則の改廃

この細則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 本運用細則は、2026年9月10日より施行する。
- 2 規程第4条第3項及び第4項に定める役職の在任期間には、任意団体である宮城県臨床心理士会及び宮城県公認心理師・臨床心理士協会における同種の役職の在任期間を含むものとする。